

保生保第430号

令和5年2月3日

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 様

京都市長 門川 大 作



令和5年度京都市国民健康保険事業について（諮問）

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について、諮問します。

記

1 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を20万円から22万円に、改定すること。

2 出産育児一時金の支給額の改定について

令和5年4月1日から産科医療補償制度の対象となる出産に対する支給額を42万円から50万円とし、産科医療補償制度の対象とならない出産に対して、支給額を40.8万円から48.8万円に改定すること。

(諮問理由1)

国民健康保険料については負担の上限額が定められているため、中間所得者層を中心とした限度額に至らない世帯においては、医療費等の増加などにより保険料負担が増加する傾向にあります。

このような状況のもと、国においては令和5年度から保険料賦課額の賦課限度額を引き上げる政令改正が予定されております。本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、政令にあわせて後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を20万円から22万円に改定することとしたいと考えております。

(諮問理由2)

現在の出産育児一時金については、42万円（産科医療補償制度の対象とならない出産に対しては40.8万円）を支給しているところですが、国においては、子育て世代の支援のため、出産育児一時金を8万円増額し、50万円（産科医療補償制度の対象とならない出産に対しては48.8万円）とすることが決定されました。このため、本市においても出産育児一時金を50万円（産科医療補償制度の対象とならない出産に対しては48.8万円）とすることとしたいと考えております。

以上の理由により、諮問いたします。